

# 第4回盛岡市新市庁舎整備審議会

日時 令和5年9月27日(水)午後1時15分

場所 勤労福祉会館5階大ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

(1) 審議会の経過について

資料1

(2) 市議会への説明及び意見等について

資料2

(3) 中期財政見通しについて

資料3

### 3 議 事

(1) 現市庁舎の現状と課題

資料4

(2) 「新市庁舎整備に関する市民説明会」の開催について

資料5

(3) これまでの論点の整理

資料6

### 4 その他

### 5 閉 会

## 盛岡市新市庁舎整備審議会委員名簿

(敬称略)

	役職	委員名	役職等
1	会 長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学総合政策学部教授
2	副会長	福 留 邦 洋	岩手大学地域防災研究センター教授
3	委 員	赤 坂 岳 史	公募委員
4	〃	浅 沼 清 一	岩手中央農業協同組合代表理事組合長
5	〃	宇佐美 誠 史	岩手県立大学総合政策学部准教授
6	〃	落 合 昭 彦	公募委員
7	〃	小山田 サナエ	のぞみ設計室代表 (一社)岩手県建築士会理事
8	〃	菊 池 透	盛岡商工会議所専務理事
9	〃	小枝指 好 夫	盛岡市町内会連合会会長
10	〃	駒 井 元	盛岡市玉山地域振興会議委員
11	〃	今 野 紀 子	盛岡市身体障害者協議会副理事長
12	〃	高 橋 悟	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 DX推進専門官
13	〃	中 島 清 隆	岩手大学人文社会科学部准教授

## 【報告 1】審議会の経過について

### 《第 1 回審議会》

- 1 開催日時 令和 5 年 4 月 27 日（木） 14：00～16：30
- 2 開催場所 本庁舎 8 階 807-808 会議室及び各視察場所
- 3 出席委員 11 名（欠席 2 名）
- 4 会議の概要

委員への委嘱、会長及び副会長の選任を行った後、審議

#### (1) 議事

ア これまでの検討経過

- ・新市庁舎構想検討会議報告書
- ・新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会意見書

イ 今後の会議の進め方について

- ・スケジュール
- ・基本構想の構成

ウ 主な意見

- ・誰もがアクセスしやすいこと、また、しっかりと用務を済ませられることが大事である。
- ・立地場所に関わらず、市庁舎は防災拠点機能を担保する必要がある。
- ・国内外を問わず、市役所のあり方や地域に対する付加価値などの情報があれば、資料として提供いただきたい。
- ・すべての人の生活が安全安心であるべきであり、その視点での議論が必要である。
- ・本庁舎だけではなく、分庁舎や地域の人も利用する支所を含めた庁舎機能として考えていかなければならない。

#### (2) 現地視察

次のルートにより現地視察を行った。

- ア 本庁舎本館及び別館 5 階（保健福祉部）
- イ 正面駐車場及び庁舎裏駐車場（平面駐車場及び立体駐車場）
- ウ 本館 1 階（ホール及び市民登録課）  
以後バスにて、
- エ 保健所庁舎
- オ 若園町分庁舎周辺
- カ 愛宕町分庁舎
- キ 内丸エリア
- ク 盛岡駅西エリア
- ケ 盛南エリア

## 《第2回審議会》

- 1 開催日時 令和5年6月28日（水） 13:30～15:35
- 2 開催場所 盛岡市勤労福祉会館4階401-402会議室
- 3 出席委員 10名（欠席3名）
- 4 会議の概要

### (1) 報告

- ア 審議会の経過
- イ 市議会への説明及び意見等
- ウ（仮称）内丸プランについて

### (2) 議事

- ア 現市庁舎の現状と課題
- イ 新市庁舎整備の機能（基本方針）
- ウ 新市庁舎整備の理念
- エ 今後のスケジュール

### 【主な意見】

#### 《現市庁舎の現状と課題について》

- ・ 今の課題だけでなく、市庁舎の建設時期を見据え、社会の変化を加味した課題も整理する必要がある。
- ・ 現状の課題から新市庁舎の方向性を整理しつつも、将来の社会変化に対応するための修正方法等について、整理する必要がある。

#### 《新市庁舎整備の機能（基本方針）・理念について》

- ・ 「盛岡のシンボル」とは、単に建築物ではなく、多面的に色々な部分がかみ合い、全体として「盛岡らしさ」が見えてくることで、「シンボル」になっていくのではないか。
- ・ 窓口については、対面を望む年齢層と、来庁せずに済ませたい年齢層があり、多様な選択肢に対応できる機能が必要である。
- ・ 本庁舎だけでなく、分庁舎などを含めた中で市庁舎の機能を決めたほうがよい。
- ・ 市役所は来なくて済むことが基本である。人が集まる機能などは、二次的な要素であり、余裕があれば配慮すればよいのではないか。
- ・ 行政の範囲を超えた相談者や来庁者がおり、多角化しているため、新たな活力を生むためにもそういった人を排除しない市役所であってほしい。
- ・ 良質な市民サービスのためにも、職員の執務環境を考慮するべきである。
- ・ 公共的団体が使用できるスペースの確保や関係団体との合築について検討されたい。
- ・ 防災機能は、充実させるほどコストがかかる。少なくともしっかりとした災害対策本部機能は必要であり、それ以外の機能は、全体の中でコストを含め整理していくべき。また、災害時の情報発信機能も検討すべきである。
- ・ 新市庁舎整備基本構想で用いる、理念、基本方針、機能といった用語の定義を整理する必要がある。
- ・ 市庁舎整備の方針は、市の計画や方針と整合性を図る必要がある。

### 《第3回審議会》

1 開催日時 令和5年7月27日（木） 13:30～16:00

2 開催場所 プラザおでって3階大会議室

3 出席委員 11名（欠席2名）

4 会議の概要

#### (1) 報告

ア 審議会の経過について

イ 市議会への説明及び意見等について

#### (2) 議事

ア 現市庁舎の現状と課題

イ 新市庁舎整備の基本理念と基本方針

ウ 新市庁舎の規模

エ 整備エリア

オ 今後のスケジュール

#### 【主な意見】

##### 《現市庁舎の現状と課題》

- ・ 現状の課題を整理する際は、現状の数値だけではなく、今後見込まれる変化を踏まえるべきである。

##### 《新市庁舎の基本理念と基本方針》

- ・ 基本理念（素案）にある「幸せ」の定義は曖昧であり、人によって捉え方も異なるため、考え方を整理するべきである。
- ・ 総合計画にある「めざす将来像」と整合性のある基本理念にするべきである。
- ・ DX/GXの表現が基本方針として相応しいか、また、アルファベットの文字は誤解を与えやすいため、検討する必要がある。
- ・ 市民向けの方針ばかりでなく、職員の業務のしやすさといった視点も含めるべきである。
- ・ 持続可能といった観点や事業費、将来世代の負担を考慮した基本方針にするべきである。
- ・ 一時避難者の受入れや備蓄保管設備については、必要な機能なのか整理が必要である。
- ・ 指定緊急避難場所があるため、市庁舎内に避難所を設置するべきではない。
- ・ 情報設備、情報通信設備が充実した災害対策本部は大事である。
- ・ 盛岡の歴史・文化を反映した特色のある新市庁舎にするべきである。
- ・ 交流/情報拠点として、共創という概念があってもよい。

##### 《新市庁舎の規模》

- ・ 集約後の空スペースに、来庁者のために特化したスペースを設置することも考えられる。
- ・ 分庁舎集約後において、市民が身近な支所から通信技術を用いてやり取りをする体制ができるのではないかと。
- ・ 庁舎の規模は、部署や現場の特性を考慮して算出するべきである。

- ・ 集約やスリム化により余った空間を別の目的で使用するという発想も必要である。

#### 《整備エリア》

- ・ エリアにより、税金や地価への影響などがどのようになるかの比較材料がほしい。
- ・ 市議会でも意見があったように、実現可能性は前提として大事なことである。
- ・ 比較評価には、○×や点数だけではなく、評価理由や評点できないことを箇条書きにして記載する必要がある。
- ・ 検討の中で出てくる新たな比較評価項目についても、プラスの要素とマイナスの要素を明確にしながら、小項目などに分類して整理する必要がある。
- ・ 周辺環境との関連性といった視点や、経済効果などは重要視すべき項目である。

#### 《その他》

- ・ すべての項目で、今後の状況変化に伴い見直す前提であることを明記すべきである。

## 【報告 2】市議会への説明及び意見等について

### 《5月18日全員協議会》

#### 1 会議概要

開催日時 令和5年5月18日(木) 10:00 ~ 12:00  
場 所 本庁舎別館委員会室  
協議事項 新市庁舎整備の検討状況について

#### 2 説明内容（協議事項）

（第2回審議会資料参照）

#### 3 市議会からの主な意見等

##### 【整備コンセプト】

- ・ 市庁舎は、市民、県民のための建物であり、使いやすさがテーマである。
- ・ 市を象徴する場所であり、市民の意見を十分に反映し、検討を進めてほしい。
- ・ 盛岡が培ってきた風土を体現し、時代を超えていけるような建物としてほしい。

##### 【機能・防災】

- ・ 支所の役割を踏まえた上で、DXによる行政サービスを充実させながら、必要な機能を持ち、かつ、コンパクトにする整備手法を目指していくべきである。
- ・ 防災機能拠点として、断層地震を想定しどこに建設すべきか、メリットを検討してほしい。
- ・ 河川氾濫だけでなく、内水、火山噴火、地震災害についても、詳細に検討すべきである。
- ・ 市民の避難場所が設けられる諸外国の事例のように、防災から一歩踏み込んで検討してほしい。

##### 【整備エリア】

- ・ 他都市の事例をもっと調査し示すべき。また、市庁舎移転の決定は、地方自治法の特別多数議決の趣旨から、議会の関与も含め、慎重に進めるべきである。
- ・ どこに整備するかが最大の焦点であり、整備エリアの確定には、客観的な指標や資料が必要。
- ・ 3つのエリアそれぞれのデメリットをカバーする方策を踏まえて、審議いただきたい。
- ・ 整備エリアは広く市民の意見を十分に聴き、議論し、皆で決めるという手法をとるべきである。

##### 【今後の検討のあり方】

- ・ 関係部署との協議や調整ができなかったからなどとならないよう、進めてほしい。
- ・ （仮称）内丸プランは、丁寧な合意形成が必要であることから、再度、現市庁舎を耐震診断し、更に10年、15年使用するとの選択もしつつ、納得のあるまちづくりを進めるべきである。
- ・ （仮称）内丸プランとの整合性が大事であり、市庁舎が関わらないのはおかしい。
- ・ DXや人口の状況など、社会のあり方が変わり、時間経過によって市庁舎に求められる要因が変わる可能性がある。
- ・ パブリックコメントやまちづくり懇談会など、住民の総意を創り上げる必要がある。
- ・ 新市庁舎は、財源が大きな問題である。整備方法や事業費、財源は、整備エリアとセットにして審議会で検討すべきではないか。
- ・ DXやAIなど、新市庁舎建設までに様々な分野で大きく変わるため、将来を見通すという考え方を取り入れてほしい。

## ≪7月18日全員協議会≫

### 1 会議概要

開催日時 令和5年7月18日(火) 10:00 ~ 12:00

場 所 本庁舎別館委員会室

協議事項 新市庁舎整備の検討状況等について

### 2 説明内容（協議事項等）

（第3回審議会資料参照）

### 3 市議会からの主な意見等

#### 【防災】

- ・ 防災対策は重要であり、リスク分散の観点から、県庁との分散配置についても検討するべきである。
- ・ 本庁舎が被災した際に、都南分庁舎が災害対策本部の代わりになることを考慮するべきである。
- ・ 整備エリアの比較評価項目については、優先順位があるべきで、防災対策など市役所でなければならないことを優先するべきである。

#### 【整備エリア】

- ・ 実現可能性を含めて詳細に評価するためにも、エリア内の具体的な場所を示す必要がある。
- ・ 市役所は賑わい施設でもあるため、経済効果という指標を設けるべきである。
- ・ DXでは対応できない相談業務や福祉団体等との連携を考慮すると、市役所と関連機関は近接していたほうがよい。
- ・ 中心市街地活性化について、これまで時間をかけて議論してきたことを踏まえながら検討するべきである。
- ・ 評価項目については、項目や評点の方法によって結果が変わるため、客観的な指標に基づいた、議員や市民による議論の積み重ねにより合意形成を図る必要がある。

#### 【機能】

- ・ 分庁舎のあり方について、整備場所と関連付けながら、市民の利便性という視点から検討するべきである。

#### 【今後の検討のあり方】

- ・ 旧都南村との合併協定書や3つの整備エリア候補になった経緯について、当該地域の住民のほか、それ以外の市民への説明が必要である。
- ・ 合併協定書は重く受け止めるべきで、もし盛南以外のエリアとなる場合は、市民への説明が必要である。
- ・ 合併協定書を尊重しつつも、時代の変化に対応する柔軟さも必要である。
- ・ 公表しているスケジュールにこだわらず、整備エリアについて議論を尽くし、市民の合意形成を図る必要がある。
- ・ 若い世代やこれからの子供たちのために、将来の負担が少ない庁舎整備とするべきである。



## ≪9月21日全員協議会≫

### 1 会議概要

開催日時 令和5年9月21日(木) 13:00 ~ 16:00  
(うち、新市庁舎整備に関する協議は、13:20~13:35)  
場 所 本庁舎別館委員会室  
協議事項 新市庁舎整備の検討状況等について

### 2 説明内容(協議事項等)

全員協議会資料参照

### 3 市議会からの主な意見等

- ・ 今後も、7月に開催した全員協議会のような議員が意見を述べる場を設けるべきである。
- ・ PFI、県庁との連携、市の施設の再配分等の計画を詰めた上で、市民から意見を聴き、議論をするべきである。

新市庁舎整備の検討状況等について

令和5年9月21日  
総務部

1 趣旨

新市庁舎整備について、検討状況と今後の進め方について説明するもの。

2 新市庁舎整備審議会での調査審議

(1) 第3回審議会の状況

- ・開催日時 令和5年7月27日 13:30～16:00
- ・内 容 現市庁舎の現状と課題、新市庁舎の基本理念と基本方針、規模、整備エリアに関する調査審議を行った。

【委員からの主な意見等】

- ・持続可能といった観点や将来世代の負担を考慮した基本方針にするべきである。
- ・盛岡の歴史・文化を反映した特色のある新市庁舎にするべきである。
- ・分庁舎を集約した場合でも、市民が身近な支所から通信技術を用いて窓口とやり取りをする体制ができるのではないか。
- ・整備エリアを比較評価する際には、〇×や点数だけではなく、評価理由や評点できないことも記載する必要がある。
- ・整備エリアの比較評価においては、周辺環境との関連性の視点や経済効果などは重視するべき項目である。
- ・整備エリア検討の前提として、実現可能性は大事なことである。
- ・基本構想のすべての項目で、今後の状況変化に伴い見直す前提であることを明記するべきである。

(2) 審議会の開催経過

これまでの開催経過と予定は、次のとおり。

	開催日	審議事項等
第1回	令和5年4月27日	会長等の選出、新市庁舎整備基本構想について諮問等
第2回	6月28日	現市庁舎の現状と課題①、基本理念及び基本方針、機能①
第3回	7月27日	現市庁舎の現状と課題②、基本理念及び基本方針、機能② 新市庁舎の規模①、整備エリア①
(第4回)	(8月28日)	(延期)
第4回	9月27日	

3 職員からの意見聴取について

(1) 各課及び職員アンケート

令和5年4月21日から5月8日まで、新市庁舎整備に関するアンケート（回答数 1,061件）を実施し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴うテレワークやフリーアドレスの状況、職員の意向などについて照会したほか、職員からは、市民の利便性に配慮した部署の配置や組織改編等にも柔軟に対応できる設計、執務室や会議室等の面積の確保等の意見があった。

## (2) 庁内意見照会について

令和5年8月7日から8月10日まで、新市庁舎整備の「基本理念及び基本方針」や「規模」に関する意見照会（回答数39件）を実施し、基本理念は分かりやすく、盛岡らしい視点を取り入れるべきとの意見のほか、市民の利便性や業務の効率化、DXの推進を踏まえた適正規模の検討の必要性等についての意見があった。

## 4 今後の進め方

全員協議会など、これまでの市議会からの意見を踏まえ、市民への説明や意見聴取等の実施について審議会に諮り、今後のスケジュールの見直しを含め、意見をいただく予定としている。

## 1 概要

- 直近の当初予算と地方財政制度を踏まえ、一定の条件のもと、令和5年度当初予算をベースとして今後5年間の財政見通しを機械的に試算したものを中期財政見通しとして示すもの。なお、財政収支上の不確定要素に係る影響については注視する必要がある。
- 毎年度、中期財政見通しを作成し、社会情勢や市内の状況の変化への柔軟な対応と持続可能な財政運営の可能性を明らかにし、当初予算編成を機動的に進める。加えて本市の財政に関する情報を市民に幅広く提供し、行財政運営への理解を深めていただく。

〔試算方法〕 令和5（2023）年度当初予算を基に最新の国の財源見込と項目ごとに「主な試算方法」（資料3ページ）を設定し、歳出改革を織り込まない歳出自然体の姿

〔対象期間〕 令和6（2024）年度から10（2028）年度までの5箇年

〔対象会計〕 一般会計のうち通常分（新型コロナウイルス感染症対応分を除く。）

## 2 試算結果

【歳入】 市税は、令和6年度の固定資産税の評価替えによる減額を見込み、以降は税制改正等を反映して年度間の変動が生じるものの令和10年度との比較では増加の見込み。地方の一般財源総額が令和5年度の水準で確保される国の方針の下、市税、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額は令和5年度当初予算額と同額で推移し、地方譲与税及び交付金の増加傾向から、一般財源としては総じて増加する見込み。

【歳出】 普通建設事業費は、土地区画整理事業の完了により減少する。人件費は、退職手当が定年の段階的引き上げにより年度間の変動が生じるものの横ばい傾向。扶助費は、高齢化の進行の影響を受けて大きく増加し、総じて増加する見込み。

【結果】 令和6年度以降、**収支の差が約7億円から12億円の不足**となる。収支の差を財政調整基金の取崩しにより対応した場合、同基金の残高は令和10年度末に約47.7億円となり、財政調整基金の適正残高の目安としている60億円（標準財政規模の約1割）を下回る**厳しい状況が見込まれる**。

## 3 今後の取組

### ☆取組方針☆

予算編成に当たり、盛岡市総合計画の「自治体経営の取組」における「将来負担を意識した財政運営」等の指標及び取組の達成を引き続き意識して取組むとともに、災害等の財政需要に対して機敏な対応を可能とするため、財政調整基金の適正残高の維持に努める。

- ①【歳入の確保】 国庫・県支出金や有利な起債など特定財源を最大限活用することを徹底するとともに、行政サービスに係る経費と受益者負担との適正な設定等による使用料の見直しなど、あらゆる手法による歳入確保に努める。
- ②【歳出の適正化】 市単独事業も含めて徹底的な見直し（スクラップ&ビルド及びゼロベース）を行うとともに、緊急性や重要性のほか、将来の財政負担に十分留意し、これまで以上に事業の選択と集中を図る。
- ③【財政見通しの共有】 毎年度、予算調整の過程で歳入・歳出の適正化を図るとともに、公開することで「財政の見える化」を進め、市民の理解を求める。

# 盛岡市中期財政見通し（令和6年度～10年度）

（単位：百万円）

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 6→10	傾向	主な特徴	
区分	当初予算	当初予算									
歳入	① 地方税	43,478	43,298	42,143	42,422	42,575	42,214	42,553	410	↗	【実質的な一般財源】 地方税、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額を令和5年度当初予算額と同額と仮定し試算しているが、譲与税や交付金は、増加することから、総じて、増加傾向
	② 地方交付税	15,333	16,142	17,800	17,521	17,369	17,729	17,390	△ 410	↘	
	③ 国庫支出金	22,582	21,817	21,308	21,118	21,235	21,372	21,509	201	↗	
	④ 県支出金	11,285	10,060	10,052	10,276	10,142	10,288	10,327	275	↗	
	⑤ 地方債	15,048	11,373	9,533	9,158	9,144	9,143	9,143	△ 390	↘	
	うち臨時財政対策債	2,892	1,737	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	0	→	
	⑥ その他	15,962	16,892	16,527	17,741	18,020	17,418	17,179	652	↗	
	計 A	123,688	119,581	117,364	118,236	118,485	118,164	118,102	738	↗	
	地方交付税＋臨時財政対策債	18,225	17,879	19,034	18,755	18,603	18,963	18,624	△ 410	↘	
	実質的な一般財源 （地方税＋交付税＋臨時財政対策債＋譲与税＋交付金）	70,977	71,627	71,753	71,857	71,962	72,068	72,175	422	↗	
歳出	① 義務的経費	62,336	62,246	62,273	62,307	63,169	63,296	64,272	1,999	↗	【人件費】 退職手当は、定年の引上げにより年度間の変動が生じるものの、概ね横ばい  【扶助費】 高齢化の進行により社会保障関係費が増加傾向  【普通建設事業】 土地区画整理事業の完了により減少傾向
	人件費	15,466	15,448	16,067	15,513	15,923	15,529	16,025	△ 42	↘	
	うち退職手当	771	499	804	165	660	179	718	△ 86	↘	
	扶助費	33,911	34,240	34,555	34,872	35,193	35,517	35,844	1,289	↗	
	公債費	12,958	12,558	11,651	11,921	12,053	12,250	12,403	752	↗	
	うち臨時財政対策債分	4,965	4,772	4,340	4,487	4,517	4,570	4,554	214	↗	
	② 投資的経費	22,539	17,194	15,066	14,432	14,192	13,766	13,766	△ 1,300	↘	
	普通建設事業	22,489	17,144	15,016	14,382	14,142	13,716	13,716	△ 1,300	↘	
	うち一般事業	5,325	5,021	5,021	5,021	5,021	5,021	5,021	0	→	
	うち長寿命化事業	4,581	5,505	5,505	5,505	5,505	5,505	5,505	0	→	
	うち大規模事業	8,836	3,701	3,017	3,017	3,017	3,017	3,017	0	→	
	うち土地区画整理事業	3,747	2,917	1,473	839	599	173	173	△ 1,300	↘	
	災害復旧事業	50	50	50	50	50	50	50	0	→	
	③ その他	41,049	41,949	41,055	42,186	42,214	41,806	41,309	254	↗	
うち補助費等	15,695	16,025	15,695	15,719	15,587	15,707	15,595	△ 100	↘		
うち維持補修費	1,310	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	0	→		
計 B	125,925	121,390	118,394	118,925	119,575	118,868	119,347	953	↗		
収支 A-B=C	△ 2,237	△ 1,809	△ 1,030	△ 689	△ 1,090	△ 704	△ 1,245	△ 215	↘		
主要3基金年度末残高 D	11,763	11,184	10,192	10,280	9,984	9,369	7,868	△ 2,324	↘		
うち財政調整基金	6,823	6,344	5,951	5,898	5,445	5,378	4,770	△ 1,181	↘		

※表示単位未満四捨五入の関係で、内訳と合計額等が一致しない場合がある。

※新型コロナウイルス感染症対応に係る経費は除いている。

※財政調整基金残高は、決算剰余による基金積み戻し額（5億円）を加味している。

# 盛岡市中期財政見通し（令和6年度～10年度）

## 【参考】 主な試算方法

歳 入	歳 出
①市税 ・ 令和5年度6月補正予算時点での調定見込額を基に、今後の 税収調定見込額を税目ごとに試算	①人件費 ・ 定年引上げに伴う影響を反映 ・ 会計年度任用職員の勤勉手当を見込み試算
②地方交付税・臨時財政対策債 ・ 普通交付税は、普通交付税、市税及び臨時財政対策債の合計 額が令和5年度当初予算額と同額と仮定し試算 ・ 特別交付税は、令和5年度当初予算額で試算 ・ 臨時財政対策債は、総務省の令和6年度の地方財政の課題を 参考に試算	②扶助費 ・ 過去の実績等により試算
③地方譲与税（森林環境譲与税を除く。）・交付金 ・ 名目成長率により試算	③公債費 ・ 今後見込まれる元利償還金を積み上げ
④国庫支出金・県支出金・地方債（臨時財政対策債を除く。） ・ 歳出予算額に連動	④普通建設事業費 ・ 令和5年度で終了となる大規模事業及び土地区画整理事業を 除き、令和5年度当初予算額として試算  (実際の予算額は予算編成過程で検討)

## 【議事 1】現市庁舎の現状と課題（事務局素案）

\*\*\*現市庁舎の現状と課題（事務局素案）（資料 4）について\*\*\*

### 【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、「現市庁舎の現状と課題」について審議いただくための事務局素案です。
- 2 新市庁舎が整備される時期の課題として、「5 今後想定される課題」を追加しました。

### 【調査審議のポイント】

事務局素案に対する審議

### 【今後の進め方】

調査審議いただいた事項を踏まえ、事務局において修正し、審議会の最終確認を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

## 1 現市庁舎の状況

現市庁舎は、竣工後 60 年が経過した本庁舎本館のほか、本庁舎別館、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎など 8 か所に分散しています。

区 分	本庁舎		愛宕町 分庁舎	内 丸 分庁舎	若園町 分庁舎	保健所 庁 舎	都 南 分庁舎	玉 山 分庁舎	
	本館	別館							
竣工年度	S37. 10 (1962)	S59. 3 (1984)	S49. 3 (1974)	S53. 6 (1978)	S55. 3 (1980)	S57. 3 (1982)	S60. 6 (1985)	S62. 5 (1987)	
敷地面積 (㎡)	3, 815. 96	1, 728. 85 (借地)	4, 066. 64	966. 54	630. 96	1, 183. 33	12, 091. 56	13, 385. 56	
建築面積 (㎡)	1, 441. 24	648. 69	—	548. 40	427. 77	—	1, 795. 76	1, 561. 71	
延床面積 (㎡)	9, 834. 94	5, 872. 92	956. 27	2, 649. 26	1, 528. 04	5, 475	6, 092. 14	4, 548. 25	
階数	地下	1	1	0	0	1	1	1	0
	地上	8	8	2	6	5	9	4	3
構造	SRC	SRC	SRC	SRC	RC	SRC	SRC	SRC	
経過年数	60年	39年	49年	44年	43年	41年	37年	35年	
残存年数	9～14年 (R14～R19)	11年 (R16)	1年 (R6)	5年 (R10)	7年 (R12)	9年 (R14)	12年 (R17)	14年 (R19)	
耐震の状況	H22～H25改修	新基準	対象外	H12改修	H25診断済	H19改修	新基準	新基準	
職員数	840人		33人	104人	139人	212人	275人	78人	
職員一人当たり の面積 (㎡)	18. 7		29. 0	25. 5	11. 0	25. 8	22. 2	58. 3	
主な配置状況	市長公室・総務部・財政部・市民部・交流推進部・保健福祉部・建設部・議会事務局		管財課等の分室(運転技士執務室)	保健福祉部	環境部・商工労働部・農林部	子ども未来部・保健所	都市整備部・教育委員会・農業委員会・監査委員事務局・都南総合支所	玉山総合事務所	

※各種数値は、令和 5 年 4 月 1 日時点のもの。

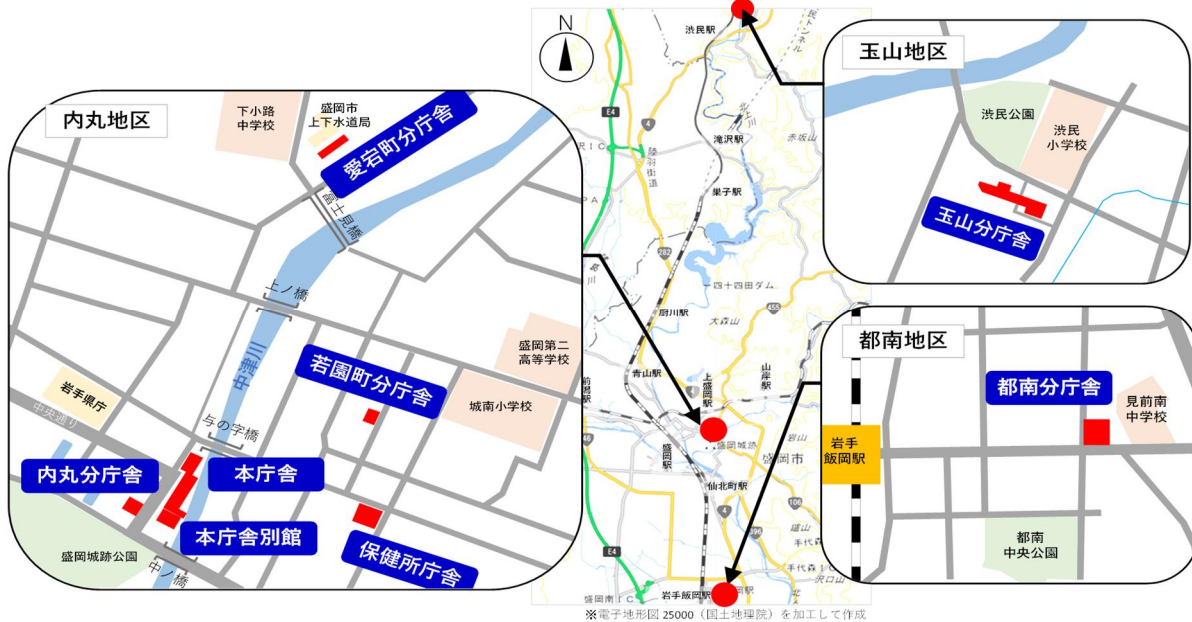
※「耐震の状況」のうち、「新基準」とは、昭和 56 年の建築基準法改正後に建設した庁舎であり、当該法改正による新しい耐震基準を満たしたものである。また、「改修」とは、新しい耐震基準に適合するよう改修したもの、「診断済」とは、耐震診断の結果改修の必要がないと判定されたもの、「対象外」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の対象外(2階建て)となるものである。

※「残存年数」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に基づく耐用年数から算出したものである。なお、本庁舎本館は、平成 22 年度から 25 年度にかけて耐震補強改修工事を実施し、耐用年数を 20 年から 25 年の延伸をした。



## 2 現市庁舎の配置

本庁舎及び各分庁舎の配置状況は、下図のとおりです。



## 3 現市庁舎整備の経緯

本市では、旧庁舎の老朽化や狭隘等に伴い昭和 37 年に**本庁舎本館**を整備したほか、公用車車庫及び管理棟として昭和 49 年に**愛宕町分庁舎**を設置しました。その後、昭和 57 年に総合福祉センターの整備に合わせて隣接する土地を高度利用するため、身体障害者福祉センターとの複合施設として**若園町分庁舎**を整備しました。また、業務量の増加により庁舎が狭隘になったことから、昭和 59 年に敷地を借り受けた上で**本庁舎別館**を増築しました。

その後、平成 20 年の盛岡市保健所開設に伴い、平成 18 年に岩手県競馬組合から「(旧)競馬会館」の土地建物を購入し**保健所庁舎**としたほか、平成 24 年に本庁舎の補完機能を持たせるため本庁舎と近接していた旧農林中金ビルを取得し**内丸分庁舎**としました。このほか、都南村及び玉山村との合併により、平成 4 年に**都南分庁舎**、平成 18 年に**玉山分庁舎**を設置しました。

## 4 現市庁舎の課題

### (1) 市庁舎の老朽化

本庁舎本館は、平成 19 年度に実施した耐震診断（3 次診断）において、「耐震性能に疑問がある。」との判断がされたため、平成 22 年度から 25 年度にかけて、鉄骨ブレース増設やコンクリート補強壁を併設する耐震補強及び改修工事を実施し、すべての階において判定値を満たし、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされました。このように、耐震性については、一定の評価が出されたものの、昭和 30 年代の古い設計の建築物であるため、同時に設置した設備の劣化は深刻であり、特に各種配管等の設備の老朽化が著しく、大規模な漏水が発生していたことから、平成 24 年度から 26 年度にかけて改修工事を実施しました。

本庁舎別館は、建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年）により建設された建物ですが、本館同様に各種配管等の設備の老朽化が進んだため、平成 30 年度から令和元年度にかけて改修工事を実施しました。

このほか、本庁舎本館及び別館ともに、老朽化により修繕を要する設備が多く、近年は、空調、電気等の設備修繕や傷んだ外壁の補修などを実施したものの、耐用年数である17年を超えて30年間使用している本館エレベーター設備などの更新が未対応のものが多い上に、設備によってはメーカーの補修部品が製造停止になるなど、今後の修繕が困難な状況になっています。また、老朽化を要因とした全体的な建物の雰囲気についての指摘があります。

## (2) 市庁舎の分散

本市では、本庁舎のほか、都南分庁舎、玉山分庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎等複数の庁舎で業務を行っています。そのため、来庁者にとっては、窓口の配置等が分かりにくく、目的に応じてそれぞれの窓口を渡り歩く必要があるほか、職員にとっては、WEB会議や電子決裁を活用しているものの、対面による会議や決裁など業務のための庁舎間移動が依然として多く、業務が非効率となっている部分があります。

## (3) 市庁舎の狭隘

市庁舎のうち、本庁舎は、職員一人当たりの面積が18.7㎡と、総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定基準（以下「面積算定基準」という。）等から算出した面積である24.0㎡に比べ、狭隘な執務スペースとなっています。

なお、新市庁舎整備の際は、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等により、面積算定基準よりも執務スペースが小さくて済む可能性があることに留意する必要があります。

また、職員の利用する執務室や会議室、共用部分の通路のほかに、市民が利用する各種窓口や待合スペース、多目的ホール等の広さが十分に確保できておらず、誰もが利用しやすい庁舎としての機能は高いとは言えない状況です。

## (4) 防災機能の懸念

本庁舎は、0.5メートルから3メートル未満の洪水浸水想定区域内（基準値は、明治橋地点上流域における2日間総雨量が313ミリに達したとき。）に立地しており、さらに、本庁舎の東側（裏側）は、洪水災害の際に河岸浸食による家屋倒壊等の危険があるため、早期の立退き避難が必要とされている区域です。また、近年、全国各地で線状降水帯の発生などで豪雨による水害が頻発しており、水害に向けた備えが必要な状況です。

防災対策として、官公署への電力設備の復旧を可能な限り優先する旨の協定を電力会社と締結しているものの、仮に、地下に設置している電力供給設備や非常用自家発電設備が浸水した場合は、電気の供給が停止する恐れがあります。

なお、地下の当該設備が停止した場合でも、太陽光発電設備により、災害対策本部（災害発生時に本庁舎別館4階に設置）への電力は供給されますが、本部以外の電気の供給が断たれるため、防災機能拠点として十分な機能を維持できるとは言えない状況です。

また、本庁舎は耐震性については一定の評価が出されているものの、免震構造にはなっておらず、地震発生時には建物が激しく揺れるため、書庫の転倒や照明器具の落下などが生じることで、人身事故が発生する可能性や事務継続が困難になる可能性があります。

## ■盛岡市防災マップより抜粋



### (5) 駐車場の不足

市庁舎がある地区は、行政、金融、医療等の都市機能集積地区であり、自動車、自転車、歩行者の各交通手段とも交通量が多く、非常に混雑しやすい地区ですが、特に安全性の観点から令和3年11月に中津川沿いの石垣に面した駐車場区画を縮小したこともあり、駐車可能台数が限られているため、時期によっては、市庁舎駐車場に入りきれない入庫待ちの車両により市役所前の道路交通に影響を与えている状況となっています。また、駐車場の入り口自体が分かりにくいという指摘もあります。

なお、立体駐車場は、昭和59年3月に竣工した施設であることから、経年劣化が著しく、設備の不具合が頻繁に起こるため、改修工事や部品交換等に経費を要している状況です。

### (6) ユニバーサルデザインへの対応

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力の違い等に関わりなく、すべての人や可能な限り多くの方が支障なく快適に利用できるように、製品、建物、空間、環境等様々なものをはじめからデザインするという考え方ですが（「まちづくりユニバーサルデザインガイドブック（岩手県土木整備部）」より。）、現市庁舎は、案内表示が分かりにくく、様々な国籍の外国人や障がい者にとって不便といった指摘があり、ユニバーサルデザインの考え方に十分に対応しているとは言えません。

### (7) 現市庁舎の維持管理経費

現市庁舎（本庁舎及び分庁舎）は、躯体や各設備の老朽化が著しく、改修工事や各種修繕に多額の経費を要しているほか、本庁舎別館は敷地を借りているため借地料が発生して

おり、多額の維持管理経費が発生しています。また、複数の分庁舎に分散しているため、光熱水費のほか警備、清掃等に係る委託費用や施設維持に係る設備の定期的な更新費用、修繕費用等がそれぞれかかっている状況です。

## 5 今後想定される課題

今後想定される課題を次のとおり整理します。

これらの課題については、今後、基本計画の策定や設計を行う段階で最新の状況を踏まえながら対応していくこととします。また、本基本構想についても、状況の変化等により必要に応じて改訂することとします。

### (1) 人口に関する課題

本市では、平成26年度に、総合計画（平成27～令和6年度）の策定に当たり、独自で人口の推計を行い、その結果、本市の人口は、令和22年には、247,898人（令和5年4月1日現在280,607人）となり、年齢3区分別人口では、15歳未満及び15～64歳で減少するものの、65歳以上は増加し、高齢化率は36.6%（令和5年4月1日現在28.9%）まで上昇すると推計しました。このような人口減少・少子高齢化の進行は、就業人口の減少に伴い税収が減少する一方で、介護・福祉などの需要の増加などが見込まれ、財政の硬直化が進むおそれがあります。（盛岡市人口ビジョン（令和5年3月更新版）より。）

新市庁舎の整備においては、規模や事業費のほか整備後の維持管理費に影響がありますので、最新の情報を整理しながら検討する必要があります。

### (2) DX推進に関する課題

本市では、令和3年9月に「盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、「デジタルのチカラで、市民の多様なライフスタイルに寄り添う、徹底的に便利な市役所の実現に」向けて取り組んでいます。

新市庁舎の整備においては、将来デジタルトランスフォーメーションにより、市役所に求められる機能や規模を想定しながら検討していく必要があります。

### (3) 気候変動（環境）に関する課題

気候変動の影響はさまざまな形で、私たちのまわりに顕在化しています。公共施設への太陽光発電システムやペレットストーブ等の木質バイオマスの導入の促進などの今までの取組に加え、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の新しい技術の活用や、既に生じ、またこれから予測される気候変動に適応するための取組が重要となります。（盛岡市環境基本計画（第三次）（令和3年3月策定）より。）

新市庁舎の整備においても、建物のエネルギー管理や脱炭素化等について検討していく必要があります。

### (4) その他の課題

基本構想策定時において想定していない課題や今後新たに発生する課題についても、今

後の基本計画や基本設計の際に十分に踏まえるものとします。

○現状と課題

項目	現状	課題
(1) 市庁舎の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や設備の老朽化</li> <li>・修繕等の未対応</li> <li>・調達部品等の入手困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備の更新</li> <li>・メンテナンスを考慮した設備等の導入</li> </ul>
(2) 市庁舎の分散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、来庁者の非効率</li> <li>・施設維持管理費の非効率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の集約</li> <li>・利便性に配慮した部署の配置</li> </ul>
(3) 市庁舎の狭隘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室、会議室等の不足</li> <li>・窓口、多目的ホールの狭隘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な面積の確保</li> <li>・フレキシブルに活用できるスペースの確保</li> </ul>
(4) 防災機能の懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内の立地</li> <li>・浸水時の電源供給設備の不備</li> <li>・免震構造非対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクに配慮した整備</li> <li>・免震対応</li> </ul>
(5) 駐車場の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車可能台数の不足</li> <li>・立体駐車場の老朽化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な駐車可能台数の整備</li> <li>・維持管理を考慮した駐車場の設置</li> <li>・公共交通利用の促進</li> </ul>
(6) ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインへの不十分な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに対応した設計</li> </ul>
(7) 現市庁舎の維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事や修繕経費の発生</li> <li>・光熱水費や施設管理業務の非効率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスを考慮した設備等の導入</li> <li>・分庁舎の集約</li> </ul>

○今後の想定と課題

項目	今後の想定	課題
(1) 人口に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少</li> <li>・高齢化率の上昇</li> <li>・税収の減少</li> <li>・介護・福祉需要の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口利用者や職員数の減少を想定した規模算定及び可変的な設備</li> <li>・財政の持続可能性を考慮した事業計画</li> <li>・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した整備</li> </ul>
(2) DX推進に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット利用増による窓口利用者の減少</li> <li>・執務環境の変化</li> <li>・紙書類の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口利用者や職員数の減少を想定した規模算定及び可変的な設備</li> <li>・書庫スペースの適正化</li> </ul>
(3) 気候変動（環境）に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨災害増加の可能性</li> <li>・環境に対する意識の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクに配慮した整備</li> <li>・環境に配慮した設備等の導入</li> </ul>

## 【議事2】「新市庁舎整備に関する市民説明会」の開催(案)について

### 1 概要

#### (1) 開催目的

新市庁舎整備の検討状況や方向性等について説明し、直接、意見を伺うことにより、より多くの市民の意見を反映した基本構想の策定につなげることを目的とする。

#### (2) 位置付け

ア 市の主催とする。

イ 市議会全員協議会からの意見を踏まえ、市民への説明や意見聴取等を行う場とする。

ウ 市民意見を審議会に報告することにより、当該意見を踏まえながら審議を行うものとする。

#### (3) 参加対象

市民及び市内に通勤・通学する者とする。

#### (4) 開催時期等

ア 日程 11月中旬に全4回の開催とし、内訳は、盛岡地域2回、都南地域及び玉山地域各1回とする。

イ 場所 100人程度の会場を想定

#### (5) 内容

次の項目について説明し、意見をいただく。

ア 新市庁舎の検討に関するこれまでの経緯

イ 審議会におけるこれまでの調査審議状況

#### (6) 説明会開催の周知

- ・11月1日号広報もりおか（11月1日号掲載を想定）
- ・市ホームページ、市公式SNS
- ・周知チラシの配布（本庁舎、各分庁舎、支所及び市施設（公民館、図書館等））
- ・市民会議参加者、有識者等懇話会委員、
- ・町内会・自治会へ周知

### 2 今後のスケジュールについて

市民説明会の開催に伴い、基本構想策定スケジュールを次のとおりとする。

#### <令和5年度>

- ・9月27日 第4回審議会
- ・10月下旬 全員協議会
- ・11月1日 広報もりおかにより周知（予定）
- ・11月中旬 市民説明会
- ・11月下旬 第5回審議会
- ・1月下旬 第6回審議会
- ・2月下旬 第7回審議会

<令和6年度>

- ・ 4月中旬 第8回審議会

以降、審議会にて調査審議し、基本構想案の答申をいただく。

## 【議事3】これまでの論点の整理

資料6

\*\*\*これまでの論点の整理資料6について\*\*\*

### 【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、これまでの調査審議や意見照会等の意見を踏まえ、今後、事務局素案を調製するために、調査審議いただきたいこと（論点）を整理した資料です。
- 2 これまでの調査審議等による意見を踏まえ、調査審議（議論）をお願いします。

### 【調査審議のポイント】

論点整理に関する調査審議（議論）

### 【今後の流れ】

調査審議いただいた事項等を踏まえ、事務局において事務局素案を調製し、第5回審議会においてお示しします。その後、審議会の調査審議を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

## ○ 基本理念

論点1 市役所の「組織」としての理念と「庁舎」としての理念が混在しているのではないか。

論点2 市民にとってわかりやすい、共感できる表現とした方がいいのではないか。

《第3回審議会の事務局素案》

**基本理念 「幸せ創造のためのまちづくり拠点であり続ける庁舎」**

### 【基本理念の説明】

市民が求める「幸せ」はそれぞれ異なるものですが、市は市民が幸せを実感し、その幸せを育んでいく役割を持っています。「幸せ」には、生活の豊さだけでなく、利便性や安全・安心といった意味も込められています。市庁舎は、そのための「拠点」として、多様な主体との協働・連携による、まちづくりのためのハブ（中心、よりどころ、つなぎ役、けん引役）として、時代が移り、社会が変化しても、将来にわたって（100年先も）持続していくことを意識した理念としました。



### 【第1回・第2回審議会意見】

- ・ 「盛岡のシンボル」とは、単に建築物ではなく、多面的に色々な部分がかみ合い、全体として「盛岡らしさ」が見えてくることで、「シンボル」になっていくのではないかな。

### 【第3回審議会意見】

- ・ いろいろな言葉を作るのではなくて、総合計画の拠点という考え方でよいのではないかな。
- ・ 「幸せ」という表現は曖昧で、人によって捉え方が異なる。
- ・ 持続可能な社会を長く続けることが大事であり、そのような言葉が入るとよい。
- ・ 長い歴史、文化を育んできたまちである盛岡らしい、そのような特色のある新市庁舎になってほしい。
- ・ 庁舎は行政サービスをやりやすくなる場所なので、幸せを求めることは違う。

### 【委員意見（第3回審議会後に個別にいただいた意見）】

「ひと 暮らし 社会を結び支える庁舎」（倉原会長）

「市民と行政とが、ともにまちづくりに力を発揮できる庁舎を目指して」（赤坂委員）

「持続可能な社会の拠点としての庁舎」又は「持続可能な社会の拠点であり続ける庁舎」（小山田委員）

「今も、未来も進化し続ける庁舎」（駒井委員）

「共生社会のまちづくり実現につながる庁舎」（今野委員）

「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまちづくり拠点」（高橋委員）

「盛岡っていい街ですね」～心ぬぐだまる ふれあい拠点 盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

「ゆったり のんびり 心ぬぐだまる もりおかのシンボル 盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

「詩情豊かな盛岡の街の暮らしスタート拠点 盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

「盛岡市民の暮らしをトータルサポート 盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

「ここでの暮らしがもっと好きになる・・・盛岡生活のサポート拠点 盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

「サステイナブルな暮らしのために・・・盛岡市役所新庁舎」（落合委員）

### 【庁内意見】

- ・ 拠点なのか、ハブなのか意味を盛り込みすぎて曖昧になっている。
- ・ 「市民」を盛り込むとわかりやすくなる。

## ○ 基本方針

論点1 現在4つの方針を整理しているが、適切かどうか。

論点2 明確で、分かりやすいものになっているかどうか。

論点3 交流スペース・賑わい機能が本庁舎に必要なか。

### (1) 行政サービス拠点（第3回審議会の事務局素案）

多様な行政ニーズに対応し、誰もが安心して利用できる質の高い行政サービス拠点

《想定される機能（例示）》

- ・ 国際基準の案内サイン、自動音声案内、点字付き案内板、ピクトグラム
- ・ 車椅子が利用しやすい広さのエレベーター、エスカレーター
- ・ プライバシーに配慮した相談ブースの設置
- ・ 多機能トイレ
- ・ 充実した防犯システム
- ・ ワンストップ窓口や書かない窓口の設置
- ・ 総合窓口案内（コンシェルジュ）
- ・ 多様な市民ニーズに対応できる設備 キッズスペースの配置や各種相談窓口の設置

#### 【第1回・第2回審議会意見】

- ・ 誰もがアクセスしやすいこと、また、しっかりと用務を済ませられることが大事である。
- ・ 良質な市民サービスのためにも、職員の執務環境を考慮するべきである。

#### 【第3回審議会意見】

- ・ 職員の業務の利便性も大事であり、そういったことを入れたほうがよい。
- ・ 民間の力を行政に生かせる機能もあってよい。

#### 【委員意見（第3回審議会後に個別にいただいた意見）】

- ・ 市民の暮らしを支える質の高い行政サービスを提供する庁舎（高橋委員）
- ・ 市民の利便性に配慮した行政サービス ・ 多様な行政ニーズへの対応した行政サービスなど（高橋委員）
- ・ 自家用車でも使いやすい庁舎として、駐車場の整備（共用も可）（小山田委員）

#### 【庁内意見】

- ・ 「DX/GX拠点」は、「人と環境」のほか、「行政サービス拠点」にも含まれるのではないか。
- ・ 窓口DXは、使えない人にも配慮が必要

## (2) 防災拠点（第3回審議会の事務局素案）

あらゆる災害への対応、市民の安全安心を守る防災拠点

《想定される機能（例示）》

- ・ 中層階以上への自家発電装置や太陽光発電設備の配備
- ・ 情報設備、情報通信設備が充実した災害対策本部
- ・ 耐震や免震に対応した構造・設備
- ・ 災害時における官民が連携した情報発信機能
- ・ 一時避難者の受け入れ機能や備蓄保管設備

### 【第1回・第2回審議会意見】

- ・ すべての人の生活が安全安心であるべきであり、その視点での議論が必要である。
- ・ 立地場所に関わらず、市庁舎は防災拠点機能を担保する必要がある。
- ・ 防災機能は、充実させるほどコストがかかる。少なくともしっかりとした災害対策本部機能は必要であり、それ以外の機能は、全体の中でコストを含め整理していくべき。また、災害時の情報発信機能も検討すべきである。

### 【第3回審議会意見】

- ・ 洪水が発生した場合に、災害対策本部に人が集まることができないため、洪水対策は重要である。
- ・ 情報発信を含め、災害対策本部を十分に考えていただきたい。
- ・ 庁舎の機能として、災害対策本部機能と一次避難機能は分けて考える必要がある。
- ・ 災害時に、災害対策本部が速やかに設置されることが前提であり、職員と本部機能を再整備し確認する必要がある。

### 【委員意見（第3回審議会後に個別にいただいた意見）】

- ・ 内水氾濫が発生した場合の雨水貯蔵設備が必要（今野委員）
- ・ 安心・安全な暮らしを確保する庁舎（高橋委員）
- ・ 災害への対応力 ・業務継続能力 など（高橋委員）

## (3) DX GX拠点（第3回審議会の事務局素案）

市民の多様なライフスタイルや職員の働き方に柔軟に対応したDX/GX（デジタルトランスフォーメーション/グリーントランスフォーメーション）の推進拠点

《想定される機能（例示）》

- ・ オープンフロア
- ・ フリーアドレス
- ・ デジタルへの柔軟な対応ができる可変性や多様性を備えた機能
- ・ インターネットによる手続きやリモート窓口
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備
- ・ 寒暖や自然採光、雨水などを活用した庁舎管理
- ・ CLT（直交集成板）等の新技術の採用

### 【第3回審議会意見】

- ・ アルファベットの文字は誤解を与えやすく、分かりづらいため、改革/変革の拠点はどうか。

### 【委員意見（第3回審議会後に個別にいただいた意見）】

- ・ サスティナブルな暮らし追求拠点（落合委員）
- ・ 少子高齢化、人口減少、市民サービスの変化などを視野に可変性を持ち、簡易に部屋割りや用途変更に対応できる庁舎（小山田委員）
- ・ 将来への負担を軽減し、将来の変化に対応できる庁舎（高橋委員）
- ・ 環境への配慮 ・ランニングコストへの配慮 ・変化への対応（DX・GXなど） など（高橋委員）
- ・ 設備更新のしやすい庁舎（小山田委員）
- ・ 職員席はフレキシブル、庁舎は自由にレイアウト変更できること、配線などは共通櫃を設置するなど汎用可能なものを期待します。（駒井委員）

### 【庁内意見】

- ・ DX/GXは手段であり、目的ではない。
- ・ 「人と環境（自然）が調和する拠点」人と環境のほか、自然との調和に踏み込むべき

#### (4) 交流/情報拠点（第3回審議会の事務局素案）

多様な主体が交流し、情報が集まり、発信しながら、にぎわいにつながる交流・情報拠点

#### 《想定される機能（例示）》

- ・ 情報発信設備を取り入れた市民ステーション
- ・ 市民が利用できる多目的ホール
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた議場
- ・ 様々な場面にフレキシブルに使える空間
- ・ 眺望のよい展望施設
- ・ ATM、コンビニエンスストア、食堂

### 【第1回・第2回審議会意見】

- ・ 市役所は来なくて済むことが基本である。人が集まる機能などは、二次的な要素であり、余裕があれば配慮すればよいのではないか。
- ・ 行政の範囲を超えた相談者や来庁者がおり、多角化しているため、新たな活力を生むためにもそういった人を排除しない市役所であってほしい。

### 【第3回審議会意見】

- ・ 共創、オープンイノベーションという概念があってもよい。

### 【委員意見（第3回審議会後に個別にいただいた意見）】

- ・ 市民が出入りするロビーやオープンスペースは、経年劣化が美しくなるような、歴史を感じさせ継承する材料やデザインを採用していただきたい。（駒井委員）
- ・ 「情報発信設備」は行政目線のため「情報収集設備」とするべき。（小山田委員）

- ・ 多目的ホール、展望施設、食堂等民間でできることは民間とし外部へ。庁舎内にはおかずコンパクトに。将来的に維持・経費がかかる懸念がある。(小山田委員)
- ・ 市民に親しまれ、人が集い、活力を生み、未来につながる庁舎(高橋委員)
- ・ 本市のシンボル・デザイン ・各分野の振興 ・交流の場 ・社会を担う人材育成の場 など(高橋委員)

**【庁内意見】**

- ・ 交流スペースの設置が必須となると、既設の交流スペース(マリオス、おでって等)の集約が必要
- ・ 交流スペースの設置事例が有効活用されているかの調査が必要

(5) その他

**【第3回審議会意見】**

- ・ サステイナブル、コストや最小限の規模ということも基本方針に入れる必要がある。

**【委員意見(第3回審議会後に個別にいただいた意見)】**

- ・ 4つの方針は並列でなくてもよく、(1)(2)を専門家と議論を尽くし、その下で(3)(4)を練り上げる。(赤坂委員)

## ○ 規模

論点1 本庁舎への一括集約だけでなく、各分庁舎の活用なども検討すべきではないか。

論点2 庁舎のコンパクト化について、どう整理していくか。

### 【第1回・第2回審議会意見】

- ・ 本庁舎だけでなく、分庁舎や地域の人も利用する支所を含めた庁舎機能として考えていかなければならない。
- ・ 本庁舎だけでなく、分庁舎などを含めた中で市庁舎の機能を決めたほうがよい。
- ・ 公共的団体が使用できるスペースの確保や関係団体との合築について検討されたい。

### 【第3回審議会意見】

- ・ 集約後の空スペースに、来庁者のために特化したスペースを設置することも考えられる。
- ・ 分庁舎集約後において、市民が身近な支所から通信技術を用いてやり取りをする体制ができるのではないか。
- ・ 庁舎の規模は、部署や現場の特性を考慮して算出すべきである。
- ・ 集約やスリム化により余った空間を別の目的で使用するという発想も必要である。

### 【庁内意見】

- ・ 総務省地方債同意等基準による算出ではなく、実態を踏まえた規模を算出すべき。
- ・ 他都市では、整備後に、狭隘となる事例を聞くため、他市事例を調査すべき。
- ・ テレワークやフリーアドレスについては、実績がないため、規模算出に取り入れるべきではない。
- ・ 財政状況を考慮し、さらなる規模の縮減を考えるべき。
- ・ 1か所に全て集約化されるように見えるので、「本庁舎、都南分庁舎、玉山分庁舎」の三庁舎体制とする可能性に含みを持たせるべき。

## ○ 整備エリア

論点1 比較評価項目は適切か。

論点2 比較評価方法は適切か。

### 【第3回審議会意見】

- ・ エリアにより、税金や地価への影響などがどのようになるかの比較材料がほしい。
- ・ 市議会でも意見があったように、実現可能性は前提として大事なことである。
- ・ 比較評価には、○×や点数だけではなく、評価理由や評点できないことを箇条書きにして記載する必要がある。
- ・ 検討の中で出てくる新たな比較評価項目についても、プラスの要素とマイナスの要素を明確にし  
ながら、小項目などに分類して整理する必要がある。
- ・ 周辺環境との関連性といった視点や、経済効果などは重要視すべき項目である。

### 【庁内意見】

- ・ まちづくりの視点からエリアを検討すべき。